明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令（財務七〇）　一
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（農林水産七八）　二

〔規　則〕
○公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部を改正する規則（公正取引委六）　二

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務二一〇）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同二一一、二一二、二一四～二一六）　三
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同二一三）　三
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（外務四六四）　六
○保安林の指定を解除する件（農林水産二二八八）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通一三九九）　六
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（防衛二四四）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一六五、一六六）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一三六）　九
○道路に関する件（九州地方整備局一〇五、一〇六）　九

〔国会事項〕
内閣府　文部科学省　一〇

〔人事異動〕
内閣府　文部科学省　一〇

〔皇室事項〕
労　働　一〇

〔官庁報告〕
最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示二～五、石川同二、長野同四、大分同二～六、宮崎同二）　一〇

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁　一〇
財団、製造たばこ小売定価関係　一〇
裁判所　一〇
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　一〇

省令

○財務省令第七十号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十五日　財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～9　略］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～株式会社商工組合中央金庫貸付金債権　略］ 特定連絡道路工事資金貸付金債権 自動運行補助施設設置工事資金貸付金債権 ［定期貸債権～諸貸付金債権　略］ ［11～15　略］ ［二～四　略］	**別表第二** 第十一条第二項の規定による債権の種類 一　歳入金に係る債権 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十三条の規定により毎会計年度の歳入予算について定められた科目の区分に従い、部、款及び項（特別会計に属する債権にあつては、款及び項）に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところによるものの外、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより目に区分する。 ［1～9　同上］ 10　貸付金回収金の類 ［自衛隊学資貸与金債権～株式会社商工組合中央金庫貸付金債権　同上］ ［特定連絡道路工事資金貸付金債権］ ［定期貸債権～諸貸付金債権　同上］ ［11～15　同上］ ［二～四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。